

独立行政法人農畜産業振興機構の
平成 30 年度に係る業務の実績に関する評価書

農林水産省

様式 1-1-1 中期目標管理法 年度評価 評価の概要

※平成 31 年以降の表記は、新元号に読み替えることとする。

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人農畜産業振興機構	
評価対象事業年度	年度評価	平成 30 年度（第 4 期）
	中期目標期間	平成 30～34 年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	農林水産大臣		
法人所管部局	生産局	担当課、責任者	総務課長 川合 豊彦
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 前田 剛志

3. 評価の実施に関する事項
<p>農林水産省所管独立行政法人の評価実施要領（平成 27 年 4 月 27 日付け 27 評第 104 号政策評価審議官通知。以下「評価実施要領」という。）に基づき、法人が自ら評価を行った結果を明らかにした報告書（以下「自己評価書」という。）を踏まえて、政策に関する責任の一貫性及び評価の的確性を確保するため、法人所管部局である生産局が法人の業務の実績評価（以下「評価」という。）を実施し、評価書案を作成した。また、評価を実施するに当たっては、農林水産省独立行政法人評価有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催し、外部有識者の意見を聴いた。さらに、評価の客観性を担保するため、大臣官房広報評価課が評価書案の点検を行った上で、評価書を決定した。</p> <p>なお、有識者会議に併せ、法人の長及び役員等にヒアリングを実施するとともに、監事から意見を聴取することにより、評価に必要な情報を収集した。</p>

4. その他評価に関する重要事項
<p>TPP11 協定等の発効を踏まえ、平成 31 年 2 月 27 日付けで中期目標を変更したことに伴い、中期計画及び平成 30 年度計画をそれぞれ同年 3 月 19 日付けで変更した。</p>

1. 全体の評定																							
評定 (S、A、B、C、D)	B：平成30年度の業務は、中期目標における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況																					
		30年度	31年度	32年度	33年度	34年度																	
		B																					
評定に至った理由	<p>評価を行った結果、小項目では3項目がa評価、2項目がc評価となり、中項目では2項目がA評価、1項目がC評価となったが、大項目の評価は、いずれもB評価となっており、また、全体の評定を引き下げる事象もなかったため、評価実施要領に基づきB評価とした。</p> <p>(項目別評定の分布)</p> <p>小項目では、108項目中 3項目がa評価、91項目がb評価、2項目がc評価、評価対象外が12項目 中項目では、31項目中 2項目がA評価、22項目がB評価、1項目がC評価、評価対象外が6項目 大項目では、8項目中 6項目がB評価、評価対象外が2項目</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">評価項目 (大項目)</th> <th style="text-align: center;">評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</td> <td style="text-align: center;">B</td> </tr> <tr> <td>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置</td> <td style="text-align: center;">B</td> </tr> <tr> <td>第3 予算、収支計画及び資金計画</td> <td style="text-align: center;">B</td> </tr> <tr> <td>第4 短期借入金の限度額</td> <td style="text-align: center;">B</td> </tr> <tr> <td>第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</td> <td style="text-align: center;">B</td> </tr> <tr> <td>第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>第7 剰余金の使途</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</td> <td style="text-align: center;">B</td> </tr> </tbody> </table>					評価項目 (大項目)	評価	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置	B	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置	B	第3 予算、収支計画及び資金計画	B	第4 短期借入金の限度額	B	第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	B	第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	—	第7 剰余金の使途	—	第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	B
評価項目 (大項目)	評価																						
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置	B																						
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置	B																						
第3 予算、収支計画及び資金計画	B																						
第4 短期借入金の限度額	B																						
第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	B																						
第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	—																						
第7 剰余金の使途	—																						
第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	B																						

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	<p>国民に対して提供するサービスの項目については、セグメント毎に、経営安定対策では、目標どおりの迅速な交付金の交付等を行っているほか、需給調整・価格安定対策、西日本を中心とした7月豪雨や相次ぐ台風、北海道胆振東部地震等多くの自然災害に係る国の要請を踏まえた畜産の緊急対策についても、的確に実施している。情報収集提供業務に関しては、外部の専門家等の意見を踏まえて、ニーズに対応した情報の重点化に取り組んでいる。TPP等政策大綱への対応については、TPP11協定等の発効後に円滑に事務が進められるよう、関係者への説明会の開催、砂糖類の調整金徴収手続のWeb化等に取り組んでおり評価できる。業務運営の効率化の項目については、業務経費(附帯事務費)や一般管理費を計画どおり削減している。また、調達等合理化計画に基づく契約の適正化、内部統制に係る平成27年度からの新たな取組についても、計画どおりに実施している。この他、砂糖勘定の繰越欠損金に関する借入コストの抑制、不要財産の国庫納付等についても、計画どおりに実施しており、総じて順調な組織運営を行っているとして評価する。一方で、情報セキュリティ等に係る不適切な事案について、迅速に再発防止策を講じるなど適切に対応しており、総合評定に影響を与えるものではないと判断した。</p>
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	<ul style="list-style-type: none"> ・内部統制に係る体制については、今後とも、その定着をさらに図るとともに、有効性の観点から随時見直し・充実を図る必要がある。また、コンプライアンス上問題のあった事案が発生したことを踏まえて、速やかに再発防止策が講じられているが、平成 31 年 3 月に策定した内部統制に関する改善方針に基づくコンプライアンスの推進を含む具体的な対応方策を着実に実施する必要がある。 ・情報セキュリティについては、政府機関統一基準群等の改正を踏まえた関連規程等の見直し、標的型メール攻撃を想定した訓練、プロキシサーバの導入などの取組を行っており、重大なインシデントは発生していないが、今後も十分な対策を講じる必要がある。
その他改善事項	特になし。
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし。

4. その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	<p>(有識者からの意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経費の削減目標について、独法化以降行われている毎年度一律の削減を今後も継続するとすれば、いずれ業務に支障が生じるのではないか。 ・情報収集提供業務については、学術的な面からも、専門家から高い評価を受けていることも評価できるのではないか。

様式 1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	30年 度	31年 度	32年 度	33年 度	34年 度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置							
○1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務	B					1-1	
(1)経営安定対策						〃	
ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等						〃	
◇(ア)肉用牛交付金の交付	b○					〃	
◇(イ)肉用牛交付金の交付状況の公表	—					〃	
◇(ウ)肉豚交付金の交付	—○					〃	
◇(エ)肉豚交付金の交付状況の公表	—					〃	
イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等						1-2	
◇(ア)生産者補給交付金の交付	b○					〃	
◇(イ)ホームページによる交付状況の公表	b					〃	
◇ウ 畜産振興事業	b					1-3	
◇(2)緊急対策	<u>b</u>					〃	
○2 畜産(酪農・乳業)関係業務	B					1-4	
(1)経営安定対策						〃	
ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等						〃	
◇(ア)生産者補給交付金等の交付	b○					〃	
◇(イ)加工原料乳認定数量等に係る情報の公表	b					〃	
イ 畜産振興事業						1-5	
◇(ア)酪農対策 加工原料乳生産者経営安定対策事業に係る所要(当面の必要額)の基金造成	b○					〃	
◇(イ)補完対策 酪農・乳業に係る経営安定対策を補完する事業の効率的かつ効果的な実施	b					〃	

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	30年 度	31年 度	32年 度	33年 度	34年 度		
(2)需給調整・価格安定対策						1-6	
ア 指定乳製品等の輸入・売買						〃	
◇(ア)国が定めて通知する数量の指定乳製品等の全量の輸入入札	b					〃	
(イ)国が指示する方針による指定乳製品等の的確な売渡し等						〃	
◇①指定乳製品等の的確な売渡し	b					〃	
◇②需要者との意見交換の実施による需要者の要望、意向の把握	b					〃	
◇(ウ)価格騰貴等の場合における20営業日以内の需要者へ売渡しの実施	b					〃	
◇(エ)売り渡した輸入バターの流通計画等の公表	b					〃	
◇(オ)売買実績に係る情報の公表	b					〃	
◇イ 乳製品需給等情報交換会議の開催	b					〃	
◇(3)緊急対策	<u>b</u>					1-7	
○3 野菜関係業務	B					1-8	
(1)経営安定対策						〃	
◇ア 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等の交付	b○					〃	
◇イ 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等の交付	b○					〃	
◇ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に係る助成金の交付	b○					〃	
◇エ 業務内容等の公表 野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等の公表	b					〃	

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	30年 度	31年 度	32年 度	33年 度	34年 度		
◇オ セーフティネット対策の適切な対応	b					〃	
◇カ 野菜農業振興事業の機動的・弾力的な実施	b					〃	
◇(2)需給調整・経営安定対策 野菜農業振興事業の機動的・弾力的な実施	b					1-9	
○4 特産(砂糖・でん粉)関係業務	B					1-10	
(1)経営安定対策						〃	
ア 砂糖関係業務						〃	
◇(ア)甘味資源作物交付金の交付	b○					〃	
◇(イ)国内産糖交付金の交付	b○					〃	
◇(ウ)業務内容等の公表	b					〃	
イ でん粉関係業務						〃	
◇(ア)でん粉原料用いも交付金の交付	b○					〃	
◇(イ)国内産いもでん粉交付金の交付	b○					〃	
◇(ウ)業務内容等の公表	b					〃	
(2)需給調整・価格安定対策						1-11	
◇ア 砂糖関係業務	b					〃	
◇イ でん粉関係業務	b					〃	
○5 情報収集提供業務	B					1-12	
(1)調査テーマの重点化						〃	
◇ア 情報利用者等の参画を得て開催する委員会が出された意見等を踏まえた、調査テーマの重点化	b					〃	
◇イ 調査報告会の開催、講演依頼への対応等の調査成果普及等の取組	b					〃	
(2)需給等関連情報の迅速な提供						〃	
◇ア 情報の期間内の公表	b					〃	
◇イ 情報利用者等からの問合せ等があった場合の迅速な対応	b					〃	

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	30年 度	31年 度	32年 度	33年 度	34年 度		
(3)情報提供の効果測定等						〃	
◇ア アンケート調査の実施	b					〃	
◇イ 情報利用者の満足度	b					〃	
◇ウ 情報提供内容等の改善等	b					〃	
○6 TPP等政策大綱への対応	A					1-13	
II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置							
○1 業務運営の効率化による経費の削減	B					2-1	
◇(1)業務経費の削減	b					〃	
◇(2)一般管理費の削減	b					〃	
○2 役職員の給与水準	B					2-2	
○3 調達等合理化 随意契約の見直しに向けた計画的取組	B					2-3	
◇(1)「調達等合理化計画」に基づく取組	b					〃	
◇(2)競争性、透明性の確保	b					〃	
◇(3)監事への報告及び契約監視委員会による点検・反映状況	b					〃	
○4 業務執行の改善	B					2-4	
(1)業務全体の点検・評価						〃	
◇ア 業務全体の点検・分析を通じた業務運営の的確な点検・評価	b					〃	
◇イ 第三者機関による業務の点検・評価の実施	b					〃	
◇ウ 第三者機関による業務の点検・評価結果に基づいた、必要に応じた業務運営への反映	b					〃	
(2)補助事業の審査・評価						〃	
◇ア 事業の達成状況等の自己評価	b					〃	
◇イ 第三者機関による事業の審査・評価	b					〃	
◇ウ 必要に応じた業務の見直し	b					〃	

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	30年 度	31年 度	32年 度	33年 度	34年 度		
○5 機能的で効率的な組織体制の整備	B					2-5	
○6 補助事業の効率化等	B					2-6	
(1)透明性の確保						〃	
◇ア 補助事業についての事業実施主体の選定への公募の実施	b					〃	
◇イ ホームページでの事業概要及び採択した事業の概要の公表	b					〃	
◇ウ 事業説明会等の実施	b					〃	
(2)効率的な事業の実施						〃	
◇ア 事業の進行管理システムに基づいた進行管理の実施	b					〃	
◇イ 費用対効果分析・コスト分析等の評価基準を満たしているものの採択	b					〃	
◇ウ 設置する施設等について必要に応じた現地調査の実施	—					〃	
◇エ 設置後3年目(ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあつては5年目)までのものの利用状況の調査と必要に応じた現地調査の実施	b					〃	
◇オ 事後評価	—					〃	
◇カ 事務処理手続の迅速化	b					〃	
◇キ 新規等の補助事業への適切な評価手法の導入	b					〃	
◇ク 評価手法の必要に応じた改善等	—					〃	
◇ケ 決算上の不用理由の分析	b					〃	
◇コ 基金の見直し	b					〃	
○7 ICTの活用による業務の効率化	A					2-7	
○8 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制	B					2-8	

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	30年 度	31年 度	32年 度	33年 度	34年 度		
Ⅲ 予算、収支計画及び資金計画							
○1 財務運営の適正化	B					3	
◇(1)収益化単位の業務毎の予算と実績の適切な管理	b					〃	
◇(2)業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示	b					〃	
○2 資金の管理及び運用 「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用	B					〃	
Ⅳ 短期借入金の限度額							
○1 運営費交付金の受入の遅延等による資金の不足となる場合における短期借入れ	—					4	
○2 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入れ	B					〃	
○3 でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入れ	—					〃	
Ⅴ 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画							
○1 緊急的な経済対策として補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付	B					5	
○2 平成23年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付	B					〃	

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別調書No.	備考
	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度		
VI 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	—					6	
VII 剰余金の使途	—					7	
VIII その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
○1 ガバナンスの強化	B					8-1	
(1)内部統制の充実・強化						〃	
◇ア 内部統制の推進	b					〃	
◇イ 役員会の開催	b					〃	
◇ウ 役職員間の意思疎通及び情報共有化の推進	b					〃	
◇エ 内部監査の実施	b					〃	
◇オ リスク管理対策の推進	b					〃	
◇カ 個人情報保護対策の推進	b					〃	
◇(2)コンプライアンスの推進	c					〃	
○2 職員の人事に関する計画	B					8-2	
◇(1)職員の人事に関する方針	b					〃	
◇(2)人員に関する指標	b					〃	
(3)業務運営能力等の向上						〃	
◇ア 階層別研修の実施	b					〃	
◇イ 専門別研修の実施	b					〃	
○3 情報公開の推進	B					8-3	
◇(1)照会事項への対応	b					〃	
(2)資金の流れ等についての情報公開の推進						〃	
ア 畜産関係業務、野菜関係業務						〃	
◇(ア)機構からの直接補助対象者等に係る情報公開の推進	b					〃	
◇(イ)生産者等への資金に係る情報公開の推進	b					〃	
◇イ 特産関係(砂糖・でん粉)業務	b					〃	
◇ウ 機構からの補助金により造成された基金に係る情報公開の推進	b					〃	

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別調書No.	備考
	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度		
◇エ 事業返還金を含む経理の流れに係る情報公開の推進	b					〃	
○4 消費者等への広報	B					8-4	
(1)消費者等への情報提供						〃	
◇ア 広報推進委員会における広報活動の改善策についての検討	b					〃	
◇イ 消費者の情報ニーズ、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査の実施	b					〃	
◇ウ ホームページでの「消費者コーナー」等の充実を通じた消費者等への分かりやすい情報提供の推進	b					〃	
◇エ 消費者等の理解の促進を図るための消費者等との意見交換会等の開催	b					〃	
◇(2)ホームページの機能強化	a					〃	
○5 情報セキュリティ対策の向上	C					8-5	
◇(1)情報セキュリティ対策の向上	c					〃	
◇(2)緊急時を含めた連絡体制の整備	b					〃	
○6 施設及び設備に関する計画	—					8-6	
○7 前期中期目標期間繰越積立金の処分	B					〃	
○8 長期借入れを行う場合の留意事項	—					〃	

- ※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
- ※2 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
- ※3 重点化の対象とした項目については、各評語の横に「重」を付す。

